

消防災第 295 号
平成 23 年 8 月 30 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

殿

消防庁長官

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について

(災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正部分の施行について)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。以下「一括法」という。）については、本日公布され、同法中災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）の一部改正部分については、同日に施行されることとなりました。

一括法は、平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ制定されたものであり、災害対策基本法等の一部改正部分についても、義務付け・枠付けの見直しとして、所要の措置が講じられたものです。

つきましては、下記の改正内容を御理解の上、今後の防災対策の体制構築に万全を期するとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

記

第1 災害対策基本法の一部改正に関する事項

1 市町村防災会議に関すること（第16条関係）

- (1) 市町村防災会議を設置しないこととするときの都道府県知事との協議を廃止し、事後報告としたこと。
- (2) 都道府県知事は、市町村防災会議を設置しないこととしたことについて報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができるものとしたこと。

2 都道府県地域防災計画の内容について例示化したこと（第40条関係）

3 市町村地域防災計画に関すること（第42条関係）

- (1) 市町村地域防災計画の内容について例示化したこと。
- (2) 市町村地域防災計画の作成又は修正に係る都道府県知事への協議を廃止し、事後報告としたこと。
- (3) 都道府県知事は、市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができるものとしたこと。

4 市町村相互間地域防災計画の作成又は修正について所要の規定の整備を行ったこと（第44条関係）

5 災害派遣の要請の要求等に関すること（第68条の2関係）

- (1) 市町村が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができるものとしたこと。
- (2) 第68条の2第1項及び第2項の通知をしたときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならないものとしたこと。

第2 大規模地震対策特別措置法の一部改正に関する事項

地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部に対する、地震防災強化計画の策定義務のうち、地震防災応急対策に係る措置に関する事項に係る部分を除き、策定義務を廃止し、努力義務化したこと。（第6条関係）

第3 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正に関する事項

地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部に対する、東南海・南海地震防災対策推進計画の策定義務を廃止し、努力義務化したこと。（第6条関係）

第4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正に関する事項

地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部に対する、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定義務を廃止し、努力義務化したこと。（第6条関係）